

公益財団法人 日本キリスト教婦人矯風会

2012（平成24）年度

事業報告

2012年4月1日 ～ 2013年3月31日

目次

2012年度実施事業概要	2
2012年度実施事業の詳細	3
女性人権事業（公1）	3
女性福祉事業（公2）	7
収益事業	10
法人運営に関する事項	11

2012年度実施事業概要

公益事業の概要

公益財団法人日本キリスト教婦人矯風会(以下、当会という)は、2012年4月1日、公益財団法人に移行し、公益事業を女性人権事業(公1)と女性福祉事業(公2)の2つの柱に分け事業を推進した。

女性人権事業では、女性や子どもに対する人権侵害をなくすため、その根本的な原因を問いつつ、女性と子どもの人権向上を目的とした啓発活動を行っている。当会では女性人権事業を、女性の人権向上に欠くことのできない「平和」「性・人権」「酒・たばこの害防止」の三テーマに区分して実施している。これらのテーマに基づき2012年度も地域のニーズを取り入れつつ、各地で様々な講演会や学習会、シンポジウム、政策提言等を通じ女性人権事業を推進した。事業の成果は当会啓発誌「婦人新報」を通じ広く社会に広めた。全国各地で展開した女性人権事業では、多くのボランティアの協力を得ることができた。事業推進に当たってはこれまで不十分だった広報活動に特に力を入れることとし、関連団体への情報提供、ニュースレター発行、新ホームページでの情報発信等を通じ、プログラム詳細を明確に提示し、これまで当会の公益事業に参加したことの無い層にも参加を呼び掛けた。今後の参加者増加には、開催日時・曜日・場所等をさらに検討する必要がある。

当会の女性福祉事業は、定款の目的に掲げたように、困難な状況にある女性と子どもへの支援に努めるとともに、社会全般の福祉の増進に寄与することを目指している。その実現に向けて、宿泊所運営のみにとどまらず、同様の他団体とも連携しつつ、行政への要望を行うこと、幅広い研修によって支援者を増やしていくことにもとりくんでいる。具体的には、緊急避難センター「女性の家HELP」及び、単身女性のための中長期滞在施設「矯風会ステップハウス」の二つの宿泊所を運営している。利用者の安全を最優先するため、厳しい財政状況ではあるが、東京都の補助金を得て、両施設の耐震補強工事を推進、無事終了した。

当会の公益事業の財政面を総括すると、女性人権事業では、啓発活動に充当する収入をいかにして確保するかが課題である。女性福祉事業は、事業収入と寄附金のほかに助成金を活用し、施設整備等を推進したが、事業収入及び寄附金の収入実績が減少傾向にあるため、事業の将来計画等を十分に検討する必要がある。財政問題は、理事会での主たる協議議題となった。

収益事業の概要

公益事業で述べたように、当会の公益事業を実施していく上で、収益事業の収入は欠かせないものである。当会の基本財産である土地・建物の一部を活用して、不動産収入及び駐車料収入を得て、その収益から費用を引いた残りのうち、50%を公益事業の収入源としている。また残額は法人会計をまかなうためにも有効に用いられている。

貴重な収入源である財産の維持管理には、細心の注意と専門知識が不可欠である。また、相当額の固定資産税と事業税を納め、建物の減価償却及び修繕、日常管理(保守点検・清掃)にも多額の経費が必要となった。当会の本来の目的である公益事業の妨げとならないよう、常に事業のあり方を検討している。

*当会全体では、最終的に収益・費用とも約116,000千円だった。費用の内訳は公益目的事業に81,000千円、管理費8,500千円で、公益目的事業費率は70%となった。

2012 年度実施事業の詳細

女性人権事業（公1）

当会は創設以来 126 年、女性の人権向上を求め、また平和を唱えながらアジア太平洋戦争を阻止できなかったことを反省し、一人ひとりが大切にされる社会の実現のために活動を行ってきた。

＊

平和部門では、2012 年度は脱原発に重点を置いて講演会・学習会を 11 回開催した。未だ原発事故が収束を見ない中、放射能が人体、特に子どもに与える影響、環境への影響など正しい知識を得たいというニーズを踏まえて、医師および原発事故や放射能の影響に詳しい専門家を講師とすることができて、多数の参加者が集まった。

一方、憲法「改正」を一気に進めようとする勢いが高まり、危機感を持つ市民の動きも盛んな中、当会も 3 回にわたり憲法問題について多角的に考える学習会を開催した。2012 年 7 月には憲法 9 条と基地問題について、国政の現場にある国会議員の話を聴く会を持った。2013 年 2 月には緊急学習会を実施し「自民党憲法草案」について弁護士から条文の詳しい解説を聞く機会を設けた。会場では質疑応答が活発に行われ、参加者同士のネットワークを拡げることが出来た。2013 年 3 月には、他団体と共催で 2.26 事件の背景などについて学ぶ講演会で戦前と現在の政治状況との共通点について検討した。

次世代へ戦争体験を継承することを目的に例年 8 月に開催している「平和を考える集い」では、若者や平和をテーマにしたイベントに初めて参加する方々向けに、分かりやすく親しみやすいプログラムを提供している。2012 年度は夏休みの子ども達を招待してコカリナの演奏とトーク、広島の被ばく 2 世の方に証言していただいた。

政権交代後 1 年 8 ヶ月停止していた死刑が執行された。当会は、国際社会の流れに逆行する死刑制度について、見直しを求めて活動してきた。2012 年度も、刑務所見学、加害者更生を支援する保護司の講演会、死刑を停止し執行しないことを求める要望書・抗議書を政府に提出するなどした。

長年の抗争で夥しい人命が今も失われているパレスチナ問題について、在米の講師からリベラル派キリスト教徒の視点からの講演を聞き、紛争解決の糸口について参加者と共に考えた。

2012 年度平和部門では、野田佳彦首相・田中直己防衛大臣宛「北朝鮮人工衛星打ち上げに対して行われている南西諸島へのミサイル防衛システム配備への抗議書」（2012/4.10）、死刑執行に対する抗議書を 4 回（2012/8.15、9.28 滝実法相宛て 2013/2.7、2.22 谷垣禎一法相宛て）提出した。

＊

性・人権部門の使命は、すべての人間に与えられた「性」を尊厳をもって生きてゆく社会の実現であり、そのために、人の尊厳・人権を侵す性暴力・性搾取・性虐待の問題に具体的にとりくんできた。2012 年度は矯風会館及び山梨、福岡において、計 6 回の講演会等を開催し、啓発活動に努めた。この他、電話等による通年の情報提供活動があり、また政策提言に関わる活動では内閣府男女共同参画局、警察庁少年課等行政機関の委員会・会議へ出席、意見を述べた。

女性への暴力問題では、2012 年 7 月にフォトジャーナリストの大藪順子さんを迎えて講演会「STAND 立ち上がる選択」を開催。同時に写真展「性暴力サバイバーたちの素顔」も行なった。男女のサバイバーの方や支援者を含む多くの来場があり、「力を与えられた」等の評価をいただいた。

戦時性暴力問題では、ドキュメンタリー映画「終わらない戦争」のDVD上映会を2012年11月に開催。オランダ、中国、韓国、フィリピンの日本軍戦時性暴力被害者5人と家族の方々の証言から、日本軍による「慰安婦」制度の事実の確認と法的解決への道筋を示された。12月には、台湾での「日本軍戦時性暴力被害者アジア連帯会議」に参加、国連を含む国際社会の視点を共有した。

子ども、特に少女への性的虐待・搾取問題では、2013年2月にネット上の児童ポルノや性的搾取の現実や実態を知るための学習会を開催。児童買春・児童ポルノ禁止法の早期改正のため、国会議員等への要請も年間を通して行った。

政策提言活動の一環としては、前年から国会で継続審議となり批准を急ぐ日本政府の動きがあった「ハーグ条約」について、同条約の賛否両論を適切に知るための学習会を2013年1月に開催。参加者の意見も取り入れて、同条約の背景・目的と日本の現況・現行法とを見据え、〈「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」(ハーグ条約)を拙速に批准しないことを求める要望書〉を作成、安倍晋三内閣総理大臣と岸田文雄外務大臣宛に提出した(2013/2.5)。

*

酒・たばこの害防止部門では、アディクション問題の啓発と相談、禁煙推進活動を継続した。近年、アルコール・ドラッグのほかに買い物・ギャンブルなど、依存対象が拡がり、さらにシステムや人間関係への依存という問題も出現していることから、包括して「アディクション問題」と表現している。社会での認知度が高まり、様々な自助グループや専門機関が活動しているなかで、当会としては、定款に掲げた「女性の視点」により、女性が置かれている状況の中で問題を見据えていくこととした。講演会(東京・松江にて開催)では女性講師を選定、依存症回復女性の体験談をプログラムに入れた。日本アルコール問題連絡協議会に加盟して、アルコール基本法推進運動等の情報を得ている。

本人・家族からの相談には、当会事務局にて随時対応し、専門機関の紹介等をした(2012年度20件)。また、市民団体の「アディクション問題を考える会(AKK)」と提携し、当会にても毎月1回AKK相談例会を開催している。しかし、参加人数は減少している(12回で延べ31人)。ボランティア相談員のスキルアップのための研修見学では、依存症回復者の体験談に耳を傾け、深い感動を受けると同時に、問題の背景や家族のかかわり方等が具体化され、必要な支援とは何かを改めて問い直すことができた。女性の施設での学びが望ましいが、受け入れ制限が多く、研修プログラム、参加資格等を今後検討する必要がある。

禁煙推進活動では、近隣の女性施設の喫煙者対象に禁煙相談を行なった(5回)。また禁煙外来の医師から、受動喫煙の害、たばこ産業とメディアの関係等を学んだ。喫煙者・禁煙希望者の状況に合わせた個別対応が必要であるとわかった。その他、矯風会本部近辺の路上喫煙防止呼びかけ、ポイ捨て吸殻清掃、オリジナルリーフレットの作成・配布(鎌倉市内中学生対象)等の活動をした。他団体との連携としては、全国禁煙推進協議会等の市民活動グループに加盟して、情報交換をした。

*

全部門共通の講演会・学習会 ○矯風会創立記念日に毎年行なう講演会では、矯風会創立者矢嶋楯子の事跡と女子教育の重要性を、初代院長を務めた女子学院資料室の司書教諭から学んだ。○キリスト教神学校の学生対象に、毎年交流会の形式で啓発活動をしている。2012年度は、女性福祉部門スタッフにより、DVに関するミニ講演をした。将来、牧師となって支援に携わる立場の参加者から、有意義な学習ができたという高い評価を得た。

*

啓発誌「婦人新報」の頒布（隔月刊行 約1300部）

2012年度特集のタイトルは順に、「生活の場に広がるアディクション問題」「居場所を失う女性たち」「在日外国人と東日本大震災」「“ジェンダー”にとらわれていませんか」「いのちを選ぶ声／クリスマス・メッセージ」「この歴史を忘れまい～なぜ進まない、日本軍戦時性暴力問題の解決」。

毎号、前半は特集記事、後半には当会主催事業の内容報告、活動関連の運動のうごき、運営する2施設のスタッフ・ボランティアによる随筆、聖書からの学び、当会が提出した首相や議員あて要請書などや事業予定、わかりにくい用語の解説などを掲載している。

定期購読者以外でも、ホームページからバックナンバーの単独注文が気軽にできるようにした。主な定期購読者は、当会正会員、公立・民間各種団体、研究者、学校図書館等。

2012年度 女性人権事業 講演会・学習会等 一覧表

開催日/ 人数	テーマ・場所	講師（敬称略）
4/23(月) 19人	「犯罪とどう向き合うか」学習会シリーズⅠ「千葉刑務所」参観 於：千葉刑務所	新海浩之（千葉刑務所教育部部長）
5/18(金) 16人	「犯罪とどう向き合うか」学習会シリーズⅡ講演会「社会の中で犯罪者とむきあうー死刑のない社会をめざして」 於：矯風会館	高橋和子（保護司） 井口正樹（保護司）
6/9(土) 49人	講演会「福島とチェルノブイリ 子どもの被ばく」 於：和歌山プラザホープ	山崎知行（医師）
6/22(金) 143人	全国大会記念講演会「日本はどこへ向うのか～持続可能な社会を取り戻すために～」 於：矯風会館ホール	金子勝（慶応義塾大学経済学部教授）
6/26(火) 16人	学習会・体験談「依存症って何？」 於：インマヌエル松江キリスト教会	平岩市子（矯風会酒・たばこの害防止部門長）、 AA女性メンバー
6/28(木) 52人	講演会「脱原発に向けて 共に考えよう！」 於：日本キリスト教団主恩教会	山崎喜美子(矯風会理事)
6/29(金) 38人	講演会「原子力発電は何故“ダメ”なのでしょう？」 於：日本キリスト教団東梅田教会	
7/7(土) 49人	講演会「チェルノブイリと福島」 於：日本基督教団上田新参町教会	
7/11(水) 31人	講演会「憲法9条を守り、沖縄・読谷村の闘いに学ぶ」 於：矯風会館	服部良一（国会議員）
7/14(土) 74人	講演会「チェルノブイリとフクシマから学ぶー子どもたちを被ばくから守る」 於：鴨島学園めぐみ幼稚園	山崎知行（医師）

開催日/ 人数	テーマ・場所	講師（敬称略）
7/14（土） 15人	講演会「女性と子どもの性的人権～シェルターや運動の現場から見える被害の現状と取り組み」 於：山梨県男女共同参画推進センター(ぴゅあ総合)	宮本潤子（HELP ディレクター、性・人権部門幹事）
7/17（火） 27人	講演会「原発のない社会をめざして～つながりの“カタチ”を考える」 於：日本キリスト教団高崎教会	斎藤恵子（矯風会平和部門幹事）
7/29（日） 90人	講演会・写真展 「STAND 立ち上がる選択」 ー性暴力という人権侵害を許さない社会をめざしてー 於：矯風会館ホール	 大藪順子 (フォトジャーナリスト)
8/6（月） 56人	講演会「放射能汚染国家に生きる～国土1/3を失った現実の中で」 於：日本キリスト教会札幌北一条教会	藤井創（牧師・酪農学園大学教授）
8/9（木） 105人	8・9 平和を考えるつどい 「コカリナの音色と被爆2世の方の朗読を聴く」 於：矯風会館ホール	黒坂黒太郎(コカリナ演奏者) 矢口周美(ハープ演奏者) 山田みどり（朗読）
8/27（月） 17人	学習会「禁煙のススメ」 於：矯風会館	村松弘康（医師・慈恵医大講師）
9/15（土） 131人	講演会「原発震災がまた襲ってくるーここで阻止、原発震災ー」 於：日本キリスト教団名古屋中央教会	広瀬隆（作家）
9/18（火） 48人	講演会「平和・女性の人権を学ぶー私たちに出来ること」 於：九州キリスト教会館	花房恵美子(関釜裁判を支援する会)
10/ 5（金） 57人	講演会「パレスチナを支援するアメリカのキリスト者達」 於：矯風会館	鈴木有郷(青山学院大学名誉教授)
10/18（木） 93人	セミナー「いのち」をこそー原発のない社会をめざして 講演「うそと危険の原子力」「放射線の健康に与える影響」 於：矯風会館ホール	内藤新吾(牧師) 崎山比早子(医学博士)
10/27（土） 29人	映画会「祝の島」 於：矯風会館	
11/7（水） 7人	アディクション相談員養成・研修見学 於：横浜 寿アルク(アルコール)、ヌジュミ(ギャンブル)	田上和則(アルク相談員) 田上啓子(ヌジュミ代表)
11/18（日） 35人	講演会「共に生きる平和な世界を目指して」 於：日本キリスト教団秋田桜教会	佐竹順子（矯風会理事長）
11/19（月） 27人	DVD上映会「終わらない戦争」 於：矯風会館	

開催日/ 人数	テーマ・場所	講師（敬称略）
11/30(金) 44人	講演会と体験談「ストレスとアルコール依存症—依存症の進行と回復」於：矯風会館	後藤恵(医師・成増厚生病院診療部長) アルコール依存症回復女性
12/6(木) 68人	創立記念日講演「女子学院資料室から見えた矢嶋楫子」於：矯風会館ホール	梶原恵理子(女子学院資料室、司書教諭)
2013年 1/29(火) 22人	学習会「ハーグ条約」について—批准に当たって問題点を学ぶ— 於：矯風会館	寺岡シホ子(矯風会理事)
1/30(水) 37人	学習会「自民党憲法草案を読む」 於：矯風会館	森孝博（弁護士）
2/1(金) 16人	講演会「今、ネット上で何が起きているの？—子どもの性虐待画像や性搾取の現実を知り対策を考えよう—」 於：矯風会館	金尻カズナ(ECPAT/ストップ子ども買春の会)
2/18(月) 41人	神学生交流会・活動説明会 ミニ講演「教会でDV被害相談を受けたら」 於：矯風会館	松浦薫(ステップハウス所長)
2/23(土) 31人	講演会「〈2.26事件〉と私たちの課題」 於：矯風会館	西川重則（政教分離の会事務局長）
3/15(金) 19人	講演会「本当のことが知りたい～命をもって償う刑罰とは？～」於：日本キリスト教団京都教会	川野安子（矯風会副理事長）

女性福祉事業（公2）

当会が女性福祉事業として運営している2つの宿泊所は、どちらも困難な状況にある女性の支援を目的としている。入所する際の条件（子ども同伴の有無等）、滞在期間によって緊急性のある「女性の家 HELP」と、中長期滞在の「矯風会ステップハウス」があり、それぞれに運営委員会を設置して、スタッフも専門に配置している。2012年度は、それぞれの特性を活かしつつも、より良い支援を目指しての連携を模索した。緊急避難施設から中長期滞在施設へ移動する予定の利用者や、女性の家 HELPの外国語スタッフがステップハウス入寮者の通訳を担当したり、また防災に関して共用の倉庫を設け、防災訓練の共同実施、スタッフ研修の共催等で日常的な協力の度合いが高まった。

利用者の多くは、法的制度を活用して入所しているが、無国籍の者、法外滞在の者等、現行の日本国民のための法律だけでは対応できない場合でも、必要な支援を提供している。そのような「法のすきま」にいる女性・子どもへの支援こそが、女性の家 HELPの設立当初から変わらない当会の精神であった。

事業収入（宿泊費収入）と寄附金収入だけではきめ細かいケアを維持できないため、東京都及び民間の助成金を得て、子どもケアプログラムの継続や、施設整備等を行なうことができた。

2012年度受け取り補助金 一覧表

補助金の名称	交付者	金額	備考
東京都来日外国人女性緊急保護事業に伴う補助金	東京都	7,200,000	女性の家HELP 外国籍女性・母子
社会福祉施設等耐震化促進事業（耐震改修経費）補助金	東京都	10,328,000	2施設対象
児童/青少年への助成	一般財団法人日本メイスン財団	2,742,000	女性の家HELP子どもケアプログラム
備品整備・施設整備助成金	社会福祉法人新宿区社会福祉協議会	500,000	ステップハウストイレ改修
備品整備・施設整備助成金	社会福祉法人新宿区社会福祉協議会	321,000	外周防犯柵整備
備品整備・施設整備助成金	社会福祉法人新宿区社会福祉協議会	236,000	厨房冷凍庫等
資金助成	公益財団法人愛恵福祉財団	199,500	パソコン一式
合計		21,526,500	

A 「女性の家 HELP」（宿泊所 緊急一時シェルター）

定員 12名（当初の 15 を東京都面積規程により変更） *所在地は非公表
 宿泊費（1泊3食付） 大人 3,500円 子ども 2,500円
 個室 5 母子室 3（同伴男児は 10歳まで） 滞在期間は原則として 2週間まで

1) 国籍を問わない女性、母子のための緊急シェルター活動

2012年度の利用者数は合計 102名、うち外国籍女性 20名（同伴児 21名）、日本国籍女性 49名（同伴児 12名）であった。

入所理由の主なるものは、外国籍-DV(81%)、家族の暴力(7%)、ホームレス(5%)、人身売買(5%)。日本国籍-ホームレス(42%)、DV(38%)、家族の暴力(13%)、妊産婦の施設待ち(2%)であった。DV被害女性の安全確保や外国籍の母語支援のため、HELPスタッフが医療機関へ同行した割合は全入所者では 28.4%、外国籍入所者では 64.5%の高率となった。

耐震補強工事及び配管等設備改修工事实施のため、6月末より約 40日の間活動規模を縮小したものの、それ以外の期間には、ミュージックセラピー、フラワーアレンジメント、ダンスセラピー（6月末まで）など心身の状況を整えるプログラムを実施した。特に子どもケアプログラムに重点を置いている。

2) 多言語の電話相談

月～土曜日、10:00～17:00実施。日本語、タガログ語、英語を中心に（タイ語は5月以降不定期）、19カ国（+不明）の女性からの 709件の相談項目に対応した。

3) 退所者へのプログラム継続

子どもケアプログラムと合同のメソニック祭り(5月)には、約 10名の退所母子が参加し、楽しいひとときを過ごした。近年継続的に実施していた日本語教室は、協力団体の事情により、年度途中から活動場所をシェルター外へ移して発展的に展開された。

HELP 退所後帰国する入所者が多かったこともあり、退所者ケアの一環として、子どもの認知に関する書類作成、2011年度以前の退所者の保護命令や健康診断に関する照会への対応、子どもの大学進学に関する相談などを実施した。

退所者たちの交流の場、子どもたちの成長を喜び合う場にもなっている 12 月のクリスマス会には、約 80 名が参加した。

4) 「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」の運用面への働きかけ

東京都女性相談センターをはじめ関係する行政機関へ、外国籍被害者への DV 防止法運用が改善されるよう意見を述べ、情報の提供を行った。また、関連団体と協働しながら、行政機関等へ政策提言を行った。

5) 「人身取引対策行動計画 2009」への運用面への働きかけ

2012 年度「人身取引事犯に係るコンタクトポイント連絡会議」等に参加し、シェルターの現場から人身売買被害者への支援強化、行動計画の実施強化等を訴えた。

6) 外国籍問題に関わる国内外の関連機関への働きかけおよび協力

国内外の関連機関と連携・協力し、外国籍女性への支援に努めた。10 月全国シェルターシンポジウム（於：大阪）における外国籍女性分科会に参加し、発表した。

7) その他

○改定入管法の内容及び運用面への働きかけを、利用者にかかわるケースワークの中で関係諸機関に対し行った。

○広報 ネットワークニュース発行（日本語版 2 回、英語版 1 回）、
活動説明会（毎月 1 回）

○東京都社会福祉施設等耐震化事業に補助金を申請し、2011 年度に作成した建物の耐震計画に基づき耐震改修工事を実施した。また並行して、必要な建物設備改修も行った。

B 「矯風会ステップハウス」（宿泊所 中・長期シェルター）

定員 18 名（単身者） 全個室 自炊 洗面・トイレ・シャワー・台所、談話室は共用。

原則として 6 か月（11 室）。居室フロアを変えてさらに 1 年の延長利用が可能（7 室）。

月額利用料：69,800 円 光熱水費別途 *所在地：非公表

1) 暴力・虐待を受けた女性の中・長期滞在シェルター活動

2012 年度利用女性は 39 名（入所延べ人数 4744）。入居率の平均は 3 階 81%、4 階 60% で、前年に比べ 113% の利用増となった。 ○入居理由 半数以上は DV、次いで住居喪失、病気障がいと続く。 ○入居時の年齢 20～39 歳が 55%、10 代が 5%。若年化傾向。 ○入居前の居場所 自宅が 53%、住居喪失が 21%。施設を転々とする者も多い。 ○滞在日数 4 ヶ月半で半数が退去する。半年を越えると長期化する傾向がある。

○個室にてプライバシーと安心感の確保をはかった。 ○助成金を得て、トイレ便座の暖房付への取り替えが実現した。 ○宿直ボランティアによる夜間を含む 24 時間体制の見守りを継続できた。夜間に見守りのあることは利用者の安心感のために必須である。ボランティア希望者が増え、福祉大学生を中心として 20 人体制を組むことができた。

2) 支援の特質 利用者プログラム

スタッフの専門性 社会福祉士または精神保健福祉士の資格を持つソーシャルワーカーが、社会資源を活用し、心の回復をサポートした。支援で最も多いものが医療の支援になり、病院のソーシャルワーカーと連携しつつ、利用者の通院、服薬を行った。また利用者の 45% は何らかの金銭管理の支援を必要とした。

法的支援 利用者の 30% が裁判を抱えており、子どもの親権取得、財産分与などで裁判が長期化する利用者にも、弁護士との連携、陳述書の作成、証拠収集などの支援を行っ

た。保護命令に関して、申し立ての支援を行なった。

外国語支援 外国籍利用者(2012年度2名)には、通訳、母国語が通じる医療機関との提携をしつつ、外国籍専門の弁護士事務所との関わりが長期にわたった。退居後の外国籍女性に対する日本語教室は2005年から始めて333回を数え継続中である。

「心の回復プログラム」 心に傷を受けた女性たちが力を得て再度社会に出て行く後押しを目的としている。2012年度も関係機関やサポートグループの協力を得て、メイクレッスン、ヨガ教室、ランチ・クッキング、ウォーキングなどを実施した。特にメイクレッスンは年齢を問わず人気で、その様子と効果について新聞取材を受け掲載された(読売新聞)。地域生活への移行をめざしデイケアへの参加を利用者に勧めた。

季節ごとの催し 春のお花見、クリスマスのフラワーアレンジメント、年末年越しそば、新年お雑煮会等。これらのイベント参加によって、コミュニケーション力のアップも目指した。

物品提供 利用者への衣類・食料品の提供、「10円バザー」の開催(毎月)等を行った。

3) 関連団体との連携・協力

女性への暴力について理解と専門的な知識を持つ医師・医療スタッフ、カウンセラー、当事者サポートグループ、地域生活をサポートする機関、保健師、地域作業所、性暴力被害者支援機関、子ども虐待防止に取り組むNGO等多数の関連団体と連携・情報交換しながら、入居者の支援を行なった。

4) 「保護命令」普及活動

支援者に向けて、保護命令についての普及活動に努めた。ステップハウス作成の保護命令ハンドブック『自分でできる保護命令申し立て』を、在日外国人とその家族を支援している団体「ウエラワリー」が6言語に翻訳することとなり、学習会に講師を派遣する等で協力した。

5) 広報 ステップハウスニュース(日本語版・英語版) 年1回発行

6) その他

防災訓練、スタッフ・宿直ボランティアの合同研修会を実施した。

支援員・事務員等それぞれ専門分野に係わる研修への参加、グループスーパービジョン、その他関連する講座、講演会、学習会への参加を適宜行った。

バザー開催(4回)、古着回収による地域貢献活動、耐震補強工事。

収益事業(財産運用事業)

1) 土地賃貸

財団法人スポーツ会館と、敷地北端を貸す土地賃貸借契約を交わしている。地代は契約通り入金しているが、抵当権設定等の契約違反事項等について、弁護士に委任して協議中である。

2) 建物賃貸

公益財団法人東京交響楽団に、矯風会館ホール・事務所・倉庫を貸す建物賃貸借契約を締結している。東日本大震災により、東京交響楽団の主な練習会場である川崎ミューザホールの吊り天井崩落事故が起きて、練習会場に矯風会館ホールを使用することが多く、当会の講演会日時等を調整して協力しあった。ホール代は順調に入金している。東京交響楽団クラシックスペース100(貸しホール事業)が行なう震災被災チャリティコンサー

トに、会場設営・広報等で協力した。

3) 駐車場運営

月極め駐車場 50 台のスペースがある。ここ数年の傾向として、都心部での自家用車所有者が減少、駅に近いという地の利からか、需要が減って、常に数台の空きが出るようになり、料金値下げを要望されている。2012 年度は平均 4.5 台。

法人運営に関する事項

○役員 2013 年 3 月 31 日現在の役員 理事 9 名 監事 2 名

代表理事 理事長 佐竹順子(常勤) 副理事長・会計理事 川野安子(常勤)
業務執行理事 会務理事 寺岡シホ子(常勤) 記録理事 今橋宣子(常勤)
理事(非常勤) 浅野直美 大津恵子 新宮三紀 前田信子 山崎喜美子
監事(非常勤) 岩井溢子 的川美砂子(税理士)

○評議員 2013 年 3 月 31 日現在の評議員 9 名

池田小夜子 加瀬和子 倉澤祐子 櫻井克子 柴川久仁子
下里綾子 高橋淳子 松本成子 村上弘子

○理事会 2012 年度 5 回開催。(2012.6/6、6/21、6/22、10/25,26、2013.3/11,12)
事業報告及び決算の承認、次年度事業計画及び予算の承認、代表理事・業務執行理事の選任等、所定の議案審議を行なった。その他、耐震補強工事に関する補助金申請のための入札等の議案、財産管理に関する事項、財政面の将来展望等についても審議した。
また、毎月 1 回、代表理事及び業務執行理事による常任理事会を開催し、日常業務の処理を行った。

○評議員会 2012 年度定時及び臨時の 2 回開催。(2012.6/21、2013.3/12)

事業報告と決算の承認、理事の選任。役員報酬規程を含む諸規程の承認。
次年度事業計画と予算の報告等。

○寄附金控除 寄附金に対する税額控除制度の認定を取得し(2012 年 9 月)、寄付者に対し、確定申告をすることにより税制上の優遇措置を受けられることを周知した。

○寄附金プロジェクト 当会の財政基盤の強化を図るため、〈寄附金プロジェクト〉を立ち上げ、企業、教会、一般の方へのアプローチの方法などを検討、会員に対し知人へ寄付呼び掛けを依頼、また企業数社に寄付依頼を行った。さらに企業マーケティング経験者を講師に招き、事務局及び緊急一時保護施設のスタッフ・ボランティアが、活動が広く一般から理解と支持を得るためにすべきこと等について研修を受けた。

【事業報告の附属明細書】

2012 年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、作成しない。

以上

2013(平成 25)年 6 月 公益財団法人日本キリスト教婦人矯風会